

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

比布町まち・ひと・しごと創生推進交付金計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

北海道上川郡比布町

3 地域再生計画の区域

北海道上川郡比布町の全域

4 地域再生計画の目標

比布町の人口は、昭和 30（1955）年の国勢調査結果 8,516 人をピークとして減少局面に突入している。平成 22（2010）年には人口ピーク時の半数以下である 4,042 人まで減少し、住民基本台帳によると令和 6（2024）年 12 月末現在で 3,425 人まで減少している。国立社会保障・人口問題研究所（社人研）平成 30（2018）年推計に準拠した推計によると、令和 27（2045）年の人口は 1,835 人まで減少するものとされている。

年齢 3 区分別の人口動態をみると、年少人口（0～14 歳）は昭和 30（1955）年の 3,181 人をピークに減少し、令和 2（2020）年には 353 人となる一方、老年人口（65 歳以上）は昭和 30（1955）年の 397 人から令和 2（2020）年には 1,461 人と増加の一途をたどっており、少子高齢化がさらに進むことが想定されている。また、生産年齢人口（15～64 歳）も昭和 35（1960）年の 5,069 人をピークに減少傾向にあり、令和 2（2020）年には 1,706 人となっている。

自然動態の推移をみると、出生数は昭和 50（1975）年の 80 人をピークに減少し、令和 5（2023）年には 13 人となっている。その一方で、死亡数は令和 5（2023）年には 67 人と増加の一途をたどっており、出生者数から死亡者数を差し引いた自然増減は 54 人（自然減）となっている。合計特殊出生率は、昭和 58（1983）～62（1982）年の 1.51 から減少傾向だったが、平成 10（1998）～14（2002）年の 1.18 以降は増加に転じ、平成 20（2008）～24（2012）年には 1.20 となった。しかし、人口が増加

に転じる合計特殊出生率が 2.10 であることから、合計特殊出生率は現時点ではまだ低く今後も少子高齢化が進むと考えられる。なお、令和 4（2022）年では 1.19 となっている。

社会動態の推移をみると、平成 30（2018）年には転入者（138 人）が転出者（119 人）を上回る社会増（19 人）であった。しかし、本町の基幹産業である農業の衰退に伴い、雇用の機会が減少したことで、町外への転出者が増加し、令和 3（2021）年には 20 人の社会減となっている。このように、人口の減少は出生数の減少（自然減）や、転出者の増加（社会減）等が原因と考えられる。

今後も人口減少や少子高齢化が進むことで、地域における担い手不足やそれに伴う地域産業の衰退、さらには地域コミュニティの衰退等、住民生活への様々な影響が懸念される。

これらの課題に対応するため、町民の結婚・妊娠・出産・子育ての希望の実現を図り、自然増につなげる。また、移住を促進するとともに、安定した雇用の創出や地域を守り、活性化するまちづくり等を通じて、社会減に歯止めをかける。

なお、これらに取り組むに当たっては、次の事項を本計画期間における基本目標として掲げ、地方創生に資する企業の実施を通して目標の達成を図る。

- ・基本目標 1 子どもたちの成長を支えるまちづくり
- ・基本目標 2 働く人を応援するまちづくり
- ・基本目標 3 快適に住み続けることができるまちづくり
- ・基本目標 4 安心して暮らすことができるまちづくり
- ・基本目標 5 各基本目標の達成を確実なものにするための基盤的な取り組み

【数値目標】

5－2の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2028年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	児童・生徒数学年人数	2020～2024 年度平均値 25人	2025～2028 年度平均値 26人	基本目標 1

イ	町内従事者数	1,121人	1,150人	基本目標 2
	新規就農・後継就農者数	2020～2024 8人	10人	
ウ	年間転入者数	2020～2024 年平均値 97人	100人	基本目標 3
エ	年間転出者数	2020～2024 年平均値 96人	90人	基本目標 4
オ	D X化事業数	1事業	5事業	基本目標 5

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2 及び 5-3 のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生交付金（新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金））の活用（内閣府）：【A3017】

① 事業の名称

比布町まち・ひと・しごと創生推進交付金事業

ア 子どもたちの成長を支えるまちづくり事業

イ 働く人を応援するまちづくり事業

ウ 快適に住み続けることができるまちづくり事業

エ 安心して暮らすことができるまちづくり事業

オ 各基本目標の達成を確実なものにするための基盤的な取り組み事業

② 事業の内容

ア 子どもたちの成長を支えるまちづくり事業

本町を消滅させないためには、地方消滅のポイントとされている子育て世代人口の確保が重要であることから、子育て世代が、安心して子育てができる環境整備を進める事業

【具体的な事業】

【子育て支援政策】

- ・児童・生徒のＩＣＴ教育の推進
- ・学力向上事業の実施
- ・キャリア教育事業の実施
- ・高校生までの医療費実質無料化
- ・ヘルスアップ検診事業の実施

【子どもが集う場の整備】

- ・地域型保育事業（小規模保育事業等）の充実
- ・こどものひろばの開催

【行政と学校の一体化のさらなる推進】

- ・スクールバスの運行
- ・小中一貫教育のさらなる推進
- ・人材育成（行政職員及び教職員の育成）

【運動と食による学習機能の向上】

- ・放課後運動教室の開設
- ・学校給食の見直し、科学的根拠に基づく内容改善、家庭との情報共有

【子育て相談機能の強化】

- ・子育て相談機能の整備
- 等

イ 働く人を応援するまちづくり事業

人口減少を緩やかなものにするためには、働く場の確保も重要なポイントになる。しかし、実態は、グローバル化が進み、かつてのような大規模な企業誘致は難しい状況にある。一方で、ここ数年、新規店舗開業の流れが続いており、明るい兆しも見えている。本町での働く場は、大きく農業、商工業、観光、官公・研究施設に分けられる。これらの皆さんとの連携を密にし、それぞれの課題に取り組むことで、そこで働く人たちを応援する。また、各産業の強みを生かし、持続的な経済成長を促進するため、人材育成や働く場所の確保、先端技術の導入、生産性の向上の取組みを支援するまちづくりを進める事業

【具体的な事業】

【既存事業所支援、新規起業支援】

- ・新規開業に対する支援
- ・新規就農者に対する支援

【官民連携による人材不足対策】

- ・異業種間のマッチング促進

【良佳村エリア（スキー場、温浴宿泊施設等）再整備】

- ・良佳村エリアの利用促進

【後継者対策】

- ・農業後継者対策
- ・商工業者の事業継承に向けた対策

【A I 等先進技術を取り入れた基盤の強化】

- ・A I 等に対応した人材育成への支援
- ・A I 等の先端技術を活用した基盤強化への支援

【特産品のブランド力の向上】

- ・地域産品を活用した特産品開発や販路拡大の支援
- ・特産品の開発や販路拡大に向けた施設整備

等

ウ 快適に住み続けることができるまちづくり事業

今、本町に住んでいる方も、これから本町に移住される方にとっても、住まいの確保は絶対条件になることから、本町に住む人、住みたいと思う人がそれぞれの生活に合った住まいを確保できる環境整備を進める事業

【具体的な事業】

【宅建協会との連携による空き地・空き家の流動化】

- ・移住定住、流動化促進に係る補助、子育て支援の充実、買い手・売り手側への積極的な働きかけを通じ、流動化を図る
- ・町有地・民有地の造成等による移住・定住の受け皿の整備

【空き家、空き地対策】

- ・危険空き家や管理放棄空き地の発生対策
- ・空き家の解体に係る補助

【移住・定住のための整備】

- ・交流人口増に向けたネットワークシステムの構築

- ・移住パンフレットのデジタル化及びアプリ開発 等

エ 安心して暮らすことができるまちづくり事業

安住の地として、本町を選んでもらえるよう、誰もが安心して住み続けることができるまちづくりを進める事業

【具体的な事業】

【買い物環境の維持・整備】

- ・町内地域公共交通体制の確立

【健康寿命の延伸】

- ・年代別運動プログラムの構築
- ・農村環境改善センター・体育館の整備
- ・ぴっぷクリニックの改修

【官民連携による防災対策の検証・強化】

- ・官民連携した避難訓練等の実施
- ・災害協定締結による協力体制の確立
- ・防災機能の整備・強化

【役場庁舎改築の検討】

- ・役場庁舎を含めた複合施設の新築

【各種インフラの修繕・整備】

- ・公共施設管理計画に基づく推進

【生涯活躍のまちの推進】

- ・運動と食による脳の活性化事業の実施
- ・企業版ふるさと納税の活用
- ・コミュニケーションの場の整備 等

オ 各基本目標の達成を確実なものにするための基盤的な取り組み事業

基本方針の達成を確実なものにするためには、分野や時代に関わらず、まちづくりの基礎、根となる取り組みが必要である。いくら良い取り組みや商品があったとしても、それを伝えられなければ、何も行っていないことと同じになることから、広報紙、防災無線での周知、マスコミとの連携はもちろん、世界中に無限の発信力を持つSNS等を最大限に活用し、積極的に本町を発信するほか、ゼロカーボンやDX等に対応する事業

【具体的な事業】

【広報紙や防災無線での周知】

- ・広報紙の定期発行
- ・防災行政無線放送の充実

【SNSの有効活用】

- ・スマートフォン講習会の開設
- ・各SNS媒体のフォロワー数の拡充

【マスコミとの連携】

- ・官民連携したマスコミへの情報発信

【住民参画、広聴事業の充実】

- ・広聴事業の拡充
- ・郷土資料館の整備

【ゼロカーボンシティの実現】

- ・再生可能エネルギーの導入
- ・町民・事業所等に対する導入支援

【DXの推進】

- ・デジタル活用による産業の振興や教育等の充実
 - ・町内のデジタル化による業務の効率化
- 等

※なお、詳細は第3期比布町総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度11月頃に外部有識者等による評価検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。検証後、速やかに本町公式WEBサイト上で公表する。

⑤ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から令和11（2029）年3月31日まで

5-3 その他の事業

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）の活用（内閣府）：

【E2001】

① 事業の名称

5－2の①事業の名称に同じ。

② 事業の内容

5－2の②事業の内容に同じ。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））

4の【数値目標】に同じ。

④ 事業の評価の方法（P D C Aサイクル）

5－2の④事業の評価の方法（P D C Aサイクル）に同じ。

⑤ 事業実施期間

5－2の⑤事業実施期間に同じ。

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から令和11（2029）年3月31日まで